

# 事務事業評価シート

評価実施年度：平成30年度

上位の施策名称 施策Ⅲ-3-2  
男女共同参画の推進

## 1. 事務事業の目的・概要

事務事業担当課長 青少年家庭課長 太田 均 電話番号 0852-22-5242

事務事業の名称	DV被害者等保護事業	
目的	(1) 対象	一時保護を必要とするDV被害者等
	(2) 意図	安全な場所で支援を受けることができる
事業概要	○根拠法 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 ・一時保護事業：DV被害者をはじめ保護を必要とする女性の安全を確保し問題解決に向け必要な支援を行うため、適時適切な場所で一時保護を行う。 ・DV被害者等自立支援事業：一時保護をした女性が一時保護所退所後に自立した生活を送れるようにするため、対象者に当面の経済的支援としての貸付や一時的な生活場所としてステップハウスの提供を行う。	

## 2. 成果参考指標

成果参考指標名等		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位
1	指標名 一時保護委託団体数	目標値		9.0	10.0	11.0	11.0	団体
	取組目標値							
	式・定義 定期的に一時保護委託の契約を結んだ団体の数 (DV対策基本計画の数値目標)	実績値	8.0	8.0	9.0			
		達成率	-	88.9	90.0	-	-	%
2	指標名	目標値						
	取組目標値							
	式・定義	実績値						
		達成率	-	-	-	-	-	%

## 3. 事業費

	前年度実績	今年度計画
事業費 (b) (千円)	22,880	25,570
うち一般財源 (千円)	12,760	15,235

## 4. 改善策の実施状況

前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況	②改善策を実施した (実施予定、一部実施含む)
---------------------	-------------------------

## 5. 評価時点での現状 (客観的事実・データなどに基づいた現状)

OH29年度一時保護人数34人 (うちDV被害者28人) 平均入所日数20.2日 (DV被害者19.3日)  
 ○自立支援金貸付 H29は利用なし  
 ○ステップハウス利用者数 2世帯

## 6. 成果があったこと (改善されたこと)

- ・DV被害者等の安全確保のために一時保護を行った
- ・相談者の多様な状況に応じて適切な一時保護が実施できるよう、委託契約先をさらに確保した
- ・夜間、休日等で直ちに一時保護を行うことが困難な場合に安全確保先としての契約ホテルを増やした
- ・一時保護所退所後しばらくの間自立支援が必要なDV被害者に対しステップハウスを提供した
- ・一時保護したDV被害者等について、関係機関と連携し、母子生活支援施設や公営住宅での自立につなげた

## 7. まだ残っている課題 (現状の何をどのように変更する必要があるのか)

### ①困っている「状況」

- ・一時保護の理由はDVを原因とするものが高い割合を占めている
- ・夜間、休日等の緊急保護もある
- ・一時保護するDV被害者等が子どもを同伴するケースも多い
- ・障がい者や外国人等特別な配慮を要する被害者等が保護を必要とする場合がある
- ・一時保護所退所後、自立までに長期間かかる場合がある
- ・男性のDV被害者も一時保護の対象となるが対応する施設がない

### ②困っている状況が発生している「原因」

- ・DV被害者等の身近に、加害者から身を守る安全な場所がない
- ・DV加害者は理由なく暴力を振るうため、加害行為の予測や予防が困難である
- ・DVがある夫婦等間に子どもがいる場合、子どもへの暴力も危惧される
- ・DVや人身取引被害等の問題は年齢や状態、国籍を問わず発生する
- ・自立資金や環境等が整わない場合や、本人が自立の妨げになる複数の課題を抱えている場合がある
- ・妻から夫への加害ケースも有り、DV防止法では性別による支援内容の差別はない

### ③原因を解消するための「課題」

- ・被害者の安全確保のための体制や設備整備が必要である
- ・緊急時に対応できる体制整備が必要である
- ・同伴児童に対し、適切な一時保護が行える体制整備が必要である
- ・様々な状況や状態の対象者の保護に対応できる体制整備が必要である
- ・自立の基盤となる住居と資金を速やかに確保し、必要な支援を総合的に提供する必要がある
- ・男性DV被害者の一時保護に対応できる体制整備が必要である

## 8. 今後の方向性 (課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方)

- ・DV被害者等の安全確保や生活支援を適切に行うため、女性相談センターに生活援助員、調理員を配置し一時保護を行う
- ・夜間、休日等にDV被害者等の緊急保護を要するが一時保護所入所が困難な場合に対応するため、ホテル等と契約し緊急避難支援事業を実施する
- ・同伴児童に対し、入所中の適切な処遇とケアの実施のため、学習支援員による学習支援や児童相談所等への一時保護委託を実施する
- ・保護を必要とする女性個々の状態に応じた適切な処遇を実施するため、一時保護委託先の確保や専門通訳者の養成・登録を行う
- ・一時保護所退所後の自立促進のため、自立支援金の貸付やステップハウスの提供を行う
- ・一時保護所退所後の地域での自立促進のため、市町村と連携し公営住宅優先入居等の市町村のDV被害者支援策を利用する
- ・市町村や警察等関係機関と連携し、DV被害者等の安心・安全な地域生活を支援するため、関係機関連絡会議やケース会議を開催する
- ・男性被害者の一時保護に対応できる一時保護委託契約先を確保するとともに男性相談窓口の周知を図る
- ・DV被害者等に寄り添い、より専門的で充実した支援を行うため、女性保護体制のあり方について検討する